

平成30年度受賞企業

大企業 製造事業者・輸入事業者部門

経済産業大臣賞	パナソニック株式会社 アプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部
技術総括・保安審議官賞	株式会社リコー

中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

優良賞(審査委員会賞)	株式会社幸和製作所 株式会社ヨシカワ ライフスタイル事業部
-------------	-------------------------------------

大企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞	株式会社ニトリホールディングス
技術総括・保安審議官賞	パナソニックホームズ株式会社
優良賞(審査委員会賞)	株式会社千趣会

中小企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞	株式会社大一電化社
技術総括・保安審議官賞	有限会社ナルデン

特別賞

団体部門	一般社団法人日本サッシ協会
企業部門	ヤマトロジスティクス株式会社 株式会社友和

製品安全対策ゴールド企業

※経済産業大臣賞あるいは金賞を3度以上受賞した企業

大企業 製造事業者・輸入事業者部門

- 株式会社バンダイ
- YKK AP株式会社

大企業 小売販売事業者部門

- 上新電機株式会社
- 株式会社イトーヨーカ堂

中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

- 株式会社相田合同工場
- アキュフェーズ株式会社



製品安全対策ゴールド企業
ロゴマーク

注意事項

- 応募書類は返却いたしません。応募書類に記載された内容及び個人情報については本表彰の審査以外には一切利用いたしません。また、審査内容の詳細、選外となった企業名等に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできません。
- 1つの企業が2つの部門に応募することはできません。輸入事業と小売販売事業の両方を行なっているような場合には主たる事業部門のみ応募が可能となります。
- 経済産業大臣賞受賞企業は、受賞の翌年度に開催される「製品安全対策優良企業表彰」には応募できません。技術総括・保安審議官賞・優良賞・特別賞受賞企業は応募可能です。
- 審査費用は無料です。ただし、応募資料の作成費用、応募書類の送信に係る通信費用、プレゼンテーション審査及び表彰式の交通費等は応募企業の皆様にご負担いただいております。
- 以下の場合、応募を無効又は受賞を取り消します。
 - ▶ 表彰の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載等があった場合
 - ▶ 審査等で協力いただけなかった場合
 - ▶ 法令違反など社会通念上、製品安全対策優良企業とすることがふさわしくないと判断される場合

お問い合わせ

- 説明会を開催します。名古屋:6月4日(火)、東京:6月11日(火)、大阪:6月13日(木)
- メールマガジンより情報発信を行います。ぜひご登録ください。
メールマガジンの登録:psa_mag@meti.go.jp
- 応募に関する相談窓口を設置しております。お気軽にご相談ください。
製品安全対策優良企業表彰(PSアワード)事務局
応募に関する相談窓口:ps_award2019@ms-ad-hd.com

- 詳しくはホームページで

製品安全表彰

検索



製品安全対策優良企業表彰

企業や団体の製品安全への優れた取組を募集し、表彰しています。
あなたの会社の製品安全対策をご紹介ください。

製品安全を「価値」に その取組を応援します!



募集期間

令和元年5月14日(火)~7月16日(火)

応募者・受賞者からの声

経済産業大臣賞などの受賞がメディアで取り上げられました。

新規取引先の獲得につながりました。

自社の強みと課題の明確化ができました。

社員の製品安全意識向上のきっかけとなりました。



本制度の趣旨

製品安全対策優良企業表彰(PSアワード)とは、企業や団体の製品安全に関する優れた取組を表彰する制度です。

- 製品安全を確保するための体制を審査するとともに、特に優れた取組に重点を置いて評価します。
- 社内のルールや仕組みの元で、実際に行われている取組を重要視します。
- 製品自体の安全性を評価するものではありません。
- 過去の製品事故やリコールなどの有無は問いません。むしろ、積極的なリコールやリコール回収率を高める取組などを評価します。事故やトラブルの経験を糧に、どのように取組を改善したか、どのように体制を整備しているかなどを確認します。

「製品安全対策優良企業ロゴマーク」を使用できます。



受賞企業は、受賞公表日より、「製品安全対策優良企業ロゴマーク」を無料でご使用いただけます。名刺や封筒、自社のHP等にロゴマークを掲載することで、消費者や取引先等のステークホルダーに「製品安全対策優良企業」であることを広くPRできます。

「製品安全対策優良企業」としてPRする機会があります。

受賞企業は、受賞企業紹介パンフレットへの掲載や経済産業省が主催する講演会・セミナー等での講演など、優れた取組についてPRする機会があります。

賞の構成

企業規模に関係なく、製品安全についての取組を広く募集しています。

部門	表彰内容	募集対象
大企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞(審査委員会賞)	「消費生活用製品※」の製造事業または輸入事業を行う者
中小企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞(審査委員会賞)	
大企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞(審査委員会賞)	「消費生活用製品※」の小売販売事業を行う者
中小企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞(審査委員会賞)	
上記以外の団体部門	特別賞(審査委員会賞)	上記以外の「消費生活用製品※」に関連した事業を行なっている団体または企業
上記以外の企業部門		

※「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます。

(消費生活用製品安全法第2条)

審査基準 (4つの視点)

安全な製品を製造・輸入(仕入・販売)するための取組

〈具体例〉リスクアセスメント手法の開発と運用、社会的弱者向けの製品開発等

製品を安全に使用してもらうための取組

〈具体的〉安全な使い方の情報提供、IoTやビッグデータを活用した使用者状況の収集・分析等

出荷後に安全上の問題が判明した際の取組

〈具体例〉サプライチェーン全体での協力体制、リスクアセスメントによるリコール判断等

製品安全文化構築への取組

〈具体例〉サプライヤー表彰制度、自社・取引先の人材育成等

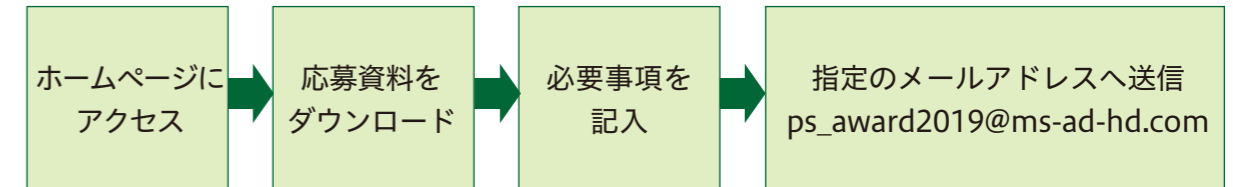
※平成28年4月1日から審査時点までの約3年間の製品安全に対する取組を評価対象とします。
※特別賞の審査基準については応募資料をご確認ください。

審査スケジュール

一次審査(書類審査)	7月下旬~8月上旬	書類審査を行い、二次審査進出企業を選出します。
二次審査 [プレゼンテーション審査 現地調査等]	9月上旬~10月上旬	二次審査進出企業に対しプレゼンテーション審査を行います。 なお、必要に応じて追加のヒアリングや現地調査を実施する場合があります。
受賞企業の公表	11月上旬	受賞企業は、経済産業省がプレスリリースで発表します。
表彰式	11月22日(金)	

応募手順

募集期間: 令和元年5月14日(火)~7月16日(火)



企業・団体のメリット

応募メリット

- すべての応募者に対し、審査委員からの評価が得られます。自社の強み・課題が明確になるとともに課題解決に向けたアドバイスも得られます。
- 応募資料作成の過程で、自社の製品安全の取組を見つめ直すとともに、体系的な整理をすることができます。
- 応募・審査の過程で、社員のモチベーションが高まるとともに、製品安全に対する意識・スキルも高まります。

受賞メリット

- 表彰結果はホームページや広報リーフレット、メディアなどで広く発表されます。経済産業大臣賞等の受賞実績は対外的なPRにつながります。
- 受賞により、新たな取引先獲得や求人への応募人数が増えるなどの効果が期待されるとともに、自社内においても製品安全所管部門のプレゼンスが高まります。
- 表彰式や受賞企業講演会など、受賞企業の取組が目される機会が増えます。また、過去の受賞企業同士の交流などもあり、コネクションの幅が広がります。